

平成24年 No. 1

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部を改正する規則

制定理由

事務組織の一部改編等に伴い、所要の改正を行うものである。

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成24年1月19日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成24年規則第1号

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則（平成16年規則第3号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学事務組織規則の一部改正について

改正理由：事務組織の一部改編等に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">[省略]</p> <p>第2章 組織 (部等)</p> <p>第3条 事務局に、総務部、財務施設部、学務部及び教育研究支援部を置く。 2 前項に規定する部のほか、事務局に監査室を置く。</p> <p style="text-align: center;">[省略]</p> <p>4 教育研究支援部に、次の3課及び1室を置く。 (1) 教育研究支援課 (2) 学術情報課 (3) 情報基盤課 (4) <u>大学史資料室事務室</u></p> <p style="text-align: center;">[省略]</p> <p><u>(大学史資料室事務室)</u> 第22条 大学史資料室事務室においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1) <u>大学史資料の整理及び保存に関すること。</u> (2) <u>大学史資料の公開に関すること。</u> (3) <u>大学史資料室の設置準備及び管理・運営に関し必要なこと。</u> (4) <u>その他大学史資料に関すること。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(以下、第23条から第33条まで1条ずつ繰り下げ)</u></p> <p style="text-align: center;">[省略]</p>	<p style="text-align: center;">[省略]</p> <p>第2章 組織 (部等)</p> <p>第3条 事務局に、総務部、財務施設部、学務部及び教育研究支援部を置く。 2 前項に規定する部のほか、事務局に監査室を置く。</p> <p style="text-align: center;">[省略]</p> <p>4 教育研究支援部に、次の3課を置く。 (1) 教育研究支援課 (2) 学術情報課 (3) 情報基盤課</p> <p style="text-align: center;">[省略]</p>

第5章 補則
(補則)

第33条 事務局長は、事務局の業務を処理する上で必要がある場合は、第25条から第32条までに規定する職員以外の職員を置くことができる。

[省略]

附 則

この規則は、平成24年2月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

総務部	総務課	総務係
(省 略)		
教育研究支援部	教育研究支援課	総務係 総合教育科学系事務係 人文社会科学系事務係 自然科学系事務係 芸術・スポーツ科学系事務係 研究センター係 科学研究費係
	学術情報課	図書情報係 雑誌情報係 利用者支援係 情報リテラシー係 学術企画係
	情報基盤課	情報基盤係 事務情報係 大学情報データベース係
	大学史資料室事務室	

第5章 補則
(補則)

第33条 事務局長は、事務局の業務を処理する上で必要がある場合は、第24条から第31条までに規定する職員以外の職員を置くことができる。

[省略]

別表 (第6条関係)

総務部	総務課	総務係
(省 略)		
教育研究支援部	教育研究支援課	総務係 総合教育科学系事務係 人文社会科学系事務係 自然科学系事務係 芸術・スポーツ科学系事務係 研究センター係 科学研究費係
	学術情報課	図書情報係 雑誌情報係 利用者支援係 情報リテラシー係 学術企画係
	情報基盤課	情報基盤係 事務情報係 大学情報データベース係

